

中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた融資に係る償還利子の一部について利子補給金を交付することにより、町内の中小企業者の負担軽減及び経営の安定と発展を図り、町内中小企業の振興に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 熊取町商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫が中小企業者を対象におこなう小規模事業者経営改善資金融資(以下「マル経融資」という。)を受けた者。
- (2) 町内において事業を営んでいる者であって、法人にあつては町内に本店登記を有し、個人事業主にあつては町内に在住している者。
- (3) 町税及び町債務を滞納していない者。

(交付の制限)

第3条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 交付対象者がマル経融資を資金の使途に従って使用しないとき。
- (2) 交付対象者がマル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないとき。

(利子補給金の額及び限度)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から同年12月31日までの間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資にかかる約定利息額(ただし、未償還元金が500万円を超える場合は、500万円にかかる部分に限るものとし、返済遅延により加算された延滞利息は補助対象外とする。)の2分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給金の交付の対象となる期間は、借り入れた日から5年以内までとする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、中小企業経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、毎年1月末までに町長に提出しなければならない。

- (1) 日本政策金融公庫が発行した利息支払証明書及び支払済額明細書
- (2) 町税の納税証明書、または完納証明書

(3) 個人にあつては、当該企業の事業主の住民票（発行後3か月以内のものに限る。）

(4) 法人にあつては、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(5) その他町長が必要と認めるもの

(利子補給金交付の決定)

第7条 町長は、前条の利子補給金交付申請があつたときは、当該申請にかかる書類の審査及び実地調査等を行い、適当であると認めたときは利子補給金の交付額を決定し、中小企業経営改善資金利子補給金交付指令書（様式第2号。以下「指令書」という。）を交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者は、中小企業経営改善資金利子補給金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消及び返還)

第9条 町長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金がある時は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があつたと認められるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(書類の保存)

第10条 利子補給金の交付を受けた者は、当該利子補給金に係る費用の収支に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備するとともに、利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(施行細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱に基づく利子補給金の交付は、平成29年4月1日以降に借り受けた融資に係るものから対象とする。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。